

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石 黒 澄 男



大山町監査委員 西 山 富三郎



令和元年度決算大山町健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度大山町健全化判断比率について審査を実施したので、下記のとおり意見を付します。

記

1. 審査の概要

- (1) 審査実施日 令和2年8月6日(木)
- (2) 審査の場所 大山町議会図書室
- (3) 審査方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和元年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
①実質赤字比率	—	14.14	
②連結実質赤字比率	—	19.14	
③実質公債費比率	10.9	25.0	
④将来負担比率	—	350.0	

\*①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、④将来負担比率については赤字額がないため、「—」で表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和元年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

②連結実質赤字比率

令和元年度の連結実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

③実質公債費比率

令和元年度の実質公債費比率は 10.9%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。平成 30 年度と比較すると、合併算定替措置の縮減により数値は増加傾向にあるが、標準税収入額の増があったため、0.4 ポイントの増にとどまったものとなっている。

④将来負担比率

令和元年度の将来負担比率は-5.5%で、前年度比 10.1 ポイント減少となり、該当無しとなっている。固定資産税の増などにより標準財政規模の減少幅が小さかったこと、普通会計の地方債残高が減ったことなどが主要因となっている。

(3) 是正改善を要する事項

審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められる。

項目	令和元年度	前年度	早期健全化基準
実質赤字比率	0%	0%	0%
連結実質赤字比率	0%	0%	0%
実質公債費比率	10.9%	10.5%	25.0%
将来負担比率	-5.5%	10.1%	0%